

# 大津市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要

令和8年3月改定

Otsu City

# 1. 計画の概要

## 行動計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 改定の趣旨

- 新型コロナ対応の経験を踏まえた政府行動計画の改定（R6.7）、滋賀県行動計画の改定（R7.7）を受け、今後の感染症危機に迅速・的確に対応できるよう抜本的に改定。
- 新型インフルエンザ等の発生に備えた平時の準備や発生時の対策の内容を示す。

## 行動計画の対象感染症

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法で「新型インフルエンザ等」と定義される下記の感染症

分類	概要等
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型新型コロナウイルス感染症
指定感染症	既に知られている感染性の疾病であって、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
新感染症	既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

※ 季節性インフルエンザやCOVID19、麻しん（はしか）、結核などの1類～5類感染症は当計画の対象外であるが、1類～5類の感染症であっても当計画記載の対策で有効なもの（情報収集・共有など）は、必要に応じて実施する。

## 2. 改定のポイント①

### 記載内容、対策項目の充実

#### 新型コロナ対応を踏まえた記載内容の充実

##### (1) 平時の準備の充実

- ・ 感染症危機発生時の業務の急増に備えた体制整備
- ・ 国、県、関係機関・団体等との連携体制の構築
- ・ 有事に備えた訓練の実施
- ・ 情報収集・分析、サーベイランス体制の充実・強化

##### (2) 対策項目の充実、柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・ 対策項目の拡充（7項目→12項目）と記載の充実
- ・ 中長期的に複数の波が来ることを想定
- ・ 対策項目ごとに3区分（準備期、初動期、対応期）に再設定の上、準備期の取組を充実
- ・ 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえた柔軟かつ機動的な対策の切替え

##### (3) 情報発信の強化

- ・ 平時からの感染症等に関する啓発
- ・ 迅速かつ正確な情報提供
- ・ リスクコミュニケーションの実施
- ・ 偏見・差別の防止、偽・誤情報に関する啓発

#### 対策項目の拡充

<赤字は改定による追加・変更項目>

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**
- ⑤ まん延防止
- ⑥ **ワクチン**
- ⑦ 医療
- ⑧ **治療薬・治療法**
- ⑨ **検査**
- ⑩ **保健**
- ⑪ **物資**
- ⑫ 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### ※ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念

### 3. 改定のポイント②

#### 時期区分の変更

#### ○ 3期（準備期、初動期、対応期）に変更

改定前	①未発生期	②海外発生期 ③県内未発生期	④県内発生早期	⑤県内感染期	⑥小康期	
改定後	①準備期	②初動期	③対応期			
			封じ込めを念頭 に対応する時期	病原体の性状 等に応じて対 応する時期	ワクチンや治療 薬等により対応 力が高まる時期	特措法によら ない基本的な 感染症対策に 移行する時期

準備期：平時

初動期：対応が必要な感染症の発生探知から政府の基本的対処方針が策定されるまで

対応期：基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

#### 〈変更理由〉

準備期	従前の行動計画では、平時からの準備についての記載が不十分であったため、各項目ごとに準備期を独立させ、記載の充実を図るよう変更
初動期	グローバル化により新型インフルエンザ等が時を置かずに世界中へ拡散する可能性が高まっており、海外発生期と国内発生早期の違いがほとんど無くなっていること等から、ウイルスの性状が分からない段階でも実施する項目を初動期に位置付けるよう変更
対応期	過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えながら対応することを基本とするよう変更

## 4. 計画の構成

<p><b>第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画</b></p>	<p><b>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</b></p>
<p>第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等          第1節 感染症危機対応を取り巻く状況          第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定</p> <p>第2章 市行動計画と感染症危機対応          第1節 市行動計画          第2節 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応          第3節 市行動計画改定目的</p>	<p>第1章 実施体制          第2章 情報収集・分析          第3章 サーベイランス          第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション          第5章 まん延防止          第6章 ワクチン          第7章 医療          第8章 治療薬・治療法          第9章 検査          第10章 保健          第11章 物資          第12章 市民生活及び地域経済の安定の確保</p>
<p><b>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b></p>	<p>※ 第3部の各章は、「第1節 準備期」、「第2節 初動期」、「第3節 対応期」の区分で各時期の対策を記載</p>
<p>第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等          第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針          第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方          第3節 様々な感染症への幅広い対応          第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項          第5節 対策推進のための役割分担</p> <p>第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目          第1節 市行動計画における対策項目等</p> <p>第3章 本市行動計画の実効性を確保するための取組等          第1節 本市行動計画の実効性確保</p>	

## 5.12項目の主な取組

〈独〉：大津市独自の取組

### ① 実施体制

- 多様な主体が相互に連携する体制を構築し、実効性のある対策を実施する。

#### 【準備期】

- ・ 感染症発生時の応援体制をあらかじめ確保（保健予防課兼務職員、感染症業務支援隊）〈独〉
- ・ 県、関係機関・団体等との会議等を通じて連携体制を確保
- ・ 有事に備えた実践的な訓練の実施

#### 【初動期・対応期】

- ・ 早期に危機警戒本部を設置し、全庁体制へ移行〈独〉
- ・ 応援職員の動員による業務体制の確保
- ・ 対策本部の設置時に保健所対策本部を設置〈独〉



### ② 情報収集・分析

- 情報収集・分析を通じて感染症のリスクを評価し、施策の意思決定につなげる。

#### 【準備期】

- ・ 県、関係機関・団体等とのネットワークの構築による情報収集・分析の体制整備
- ・ 訓練、研修等による専門性を有する人材の育成

#### 【初動期】

- ・ リスク評価の実施
- ・ リスク評価に基づく迅速な対策の実施
- ・ 情報収集・分析により得られた情報、対策の市民等との共有

※ 対応期も継続

#### 【対応期】

- ・ 市民生活・地域経済に関する分析の強化
- ・ 状況の変化を踏まえたリスク評価の実施

### ③ サーベイランス

- 感染症危機管理に資するよう、感染症の早期探知、発生動向の把握等を迅速・適切に実施する。

#### 【準備期】

- ・ 指定届出機関における患者の発生動向、入院患者の発生動向、学校・園の欠席状況等の複数の情報源からの流行状況の把握
  - ・ 社会福祉施設等からの報告等を通じて得られる情報のサーベイランスへの活用〈独〉
  - ・ サーベイランスにより得られた情報の市民等との共有
- ※ 初動期、対応期も継続

#### 【初動期】

- ・ 平時のサーベイランスに加え、疑似症サーベイランスの開始

#### 【対応期】

- ・ 流行状況に応じたサーベイランスの実施
- ・ 地域の実情に応じたサーベイランスの実施、手法の見直し

## 5.12項目の主な取組

〈独〉：大津市独自の取組

### ④ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション

- 可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

#### 【準備期】

- ・ 情報提供・共有、リスクコミュニケーションの方法の整理
- ・ 偏見・差別等の防止、偽・誤情報に関する啓発
  - ※ 初動期、対応期も継続
- ・ 情報提供・共有体制の整理（情報管理責任者の指定等）〈独〉

#### 【初動期・対応期】

- ・ 高齢者、障害者、子ども、外国人等、情報の取得に配慮の必要な方を含め全ての市民等に分かりやすい情報提供
- ・ 双方向のコミュニケーションの実施（SNSの動向、HP・コールセンターへの質問による市民等の意見の把握 → 情報提供・共有事項への反映等）
- ・ 病原体の性状に応じた対策の変更の分かりやすい周知

### ⑤ まん延防止

- 医療のひっ迫を招かないよう、感染拡大のスピードやピークを抑制する。

#### 【準備期】

- ・ 基本的な感染対策（手洗い、換気、咳エチケット等）の普及啓発
- ・ 有事の対策内容や重要性の周知による市民等の理解促進
- ・ 社会福祉施設等の職員への感染症に関する研修会等の実施〈独〉

#### 【初動期】

- ・ 市内でのまん延防止対策の準備（疫学調査、入院勧告、濃厚接触者に対する外出自粛要請、健康観察の手順の確認等）

#### 【対応期】

- ・ 患者や濃厚接触者への適切な対応
- ・ 病院、学校、社会福祉施設等における対策の強化

### ⑥ ワクチン

- 迅速な接種が可能となるよう平時から準備し、有事には国の方針に基づいて速やかな接種を推進する。

#### 【準備期】

- ・ 接種に必要な資機材の確認・準備
- ・ 予防接種やワクチンへの理解を深める取組の実施

#### 【初動期】

- ・ 接種体制の構築、接種実施準備

#### 【対応期】

- ・ 接種の実施
- ・ 追加接種の円滑な実施に向けた県、医療機関等と連携した継続的な接種体制の整備
- ・ ワクチンの安全性等に関する情報の周知
- ・ 医学的な理由等によるワクチン未接種者に対する市民等の理解促進に向けた啓発



## 5.12項目の主な取組

### ⑦ 医療

- 医療提供体制の実効性の確保に向けて医療機関等を支援する。

#### 【準備期】

- ・ 医療機関等との平時からの情報共有・連携
- ・ 協定締結等による移送体制の確保
- ・ 有事の医療提供体制に関する合意形成と準備

#### 【初動期】

- ・ 市内の医療提供体制や受診方法等の周知 ※ 対応期も継続
- ・ 相談センターの整備（県と共同設置）
- ・ 検査体制の整備

#### 【対応期】

- ・ 相談センターの強化
- ・ 宿泊療養施設に関する県への協力
- ・ 移送体制の確保
- ・ 流行状況に応じた医療提供体制の確保

### ⑧ 治療薬・治療法

- 国の進める研究開発・人材育成に協力するとともに、有事には必要な情報提供、予防投与を実施する。

#### 【準備期】

- ・ 国が主導する治療薬・治療法の研究開発、臨床研究等への協力
- ・ 予防投与に使用する抗インフルエンザ薬の使用方法等の確認・共有

#### 【初動期・対応期】

- ・ 医療機関等への診断・治療に資する情報の提供
- ・ 濃厚接触者、十分な防御なくばく露した救急隊員等への必要に応じた抗インフルエンザ薬の予防投与

### ⑨ 検査

- 患者の早期発見、流行状況の的確な把握のための検査体制を整備し、的確な対策につなげる。

#### 【準備期】

- ・ 国、県と連携した検査体制の整備
- ・ 検査物資の備蓄・確保
- ・ 訓練等による検査体制の維持・強化

#### 【初動期】

- ・ 検査実施能力の確認を含めた検査体制の整備

#### 【対応期】

- ・ 必要に応じた検査体制の拡充

## 5.12項目の主な取組

### ⑩ 保 健

- 保健所の体制を整備し、積極的疫学調査、健康観察、生活支援等を実施する。

#### 【準備期】

- ・ 保健所の有事体制を構成する人員の確保
- ・ 多様な主体が参画する会議体の活用による連携体制の構築

#### 【初動期】

- ・ 有事体制への移行準備
- ・ 感染症に関する情報発信
- ・ 県と連携した市民、医療従事者、社会福祉施設職員等に対するメンタルヘルス対策の実施  
※ 対応期も継続

#### 【対応期】

- ・ 有事体制への移行
- ・ り患者の健康観察、生活支援
- ・ 積極的疫学調査の実施及び適切な対象範囲の見直し
- ・ 県と連携した各機関等へのメンタルヘルス対策の強化の啓発

### ⑪ 物 資

- 有事に備え、感染症対策物資を適切に備蓄する。

#### 【準備期】

- ・ 感染症対策物資の備蓄、定期的な確認
- ・ 社会福祉施設への備蓄の呼掛け

#### 【初動期・対応期】

- ・ 感染症対策物資の補充・更新

- ※ 感染症対策物資  
→ マスク、手袋、防護具 等



### ⑫ 市民生活及び地域経済の安定の確保

- 必要な支援・対策により、市民生活及び地域経済への影響を最小化する。

#### 【準備期】

- ・ 支援の実施に係る仕組みの整備（行政手続、支援金の交付等）
- ・ 市民や事業者への衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の勧奨
- ・ 有事における要配慮者への支援等の準備

#### 【初動期】

- ・ 有事における要配慮者への生活支援の実施  
※ 対応期も継続
- ・ 教育・学びの継続への支援  
※ 対応期も継続

#### 【対応期】

- ・ 心身への影響に関する施策の実施（孤独・孤立対策、フレイル予防、発達・発育への影響の対応等）
- ・ 事業者への支援等、社会経済活動の安定を確保するための対応